⑴　自然環境学習プログラムの整備
自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。
⑵　人材の育成
自然環境学習の円滑な推進のため、ＮＰＯやボランティア等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。
⑶　情報の共有と提供
自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めるとともに、関連施策と連携することを含め、情報提供機能の充実に努めること。

5　その他自然再生の推進に関する重要事項
その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。
⑴　自然再生推進会議・自然再生専門家会議
環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。
また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。
⑵　調査研究の推進
国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動等による自然環境への影響評価を行い、自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。
⑶　情報の収集と提供
国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。
⑷　普及啓発
国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、ＮＰＯ等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。
⑸　協議会の支援
実施者は、協議会を組織したとき、または、全体構想、実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。
国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講じること。
⑹　全国的、広域的な視点に基づく取組の推進
国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めること。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のグランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取組の計画的な推進に努めること。

このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めること。
また、大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、生息範囲が広範な高次消費者等を指標種とすることや技術情報の共有などにより生態系のネットワーク化の必要性など広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。
⑺　小さな自然再生の推進
地域住民等が行う小さな自然再生は、全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながることが期待できるものであるため、国や地方公共団体は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めること。
小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要であること。
また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要であること。

告　示　等

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年11月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年 11 月 20 日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

記

1．制定された日本工業規格

屋内照明器具の照明率表計算方法	C 8030
ランプ制御装置―第２―７部：非常時照明用制御装置の個別要求事項	C 8147―２―７
アーク溶接装置―第13部：溶接クランプ	C 9300―13

2．改正された日本工業規格

ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング	A 5314
ヒーティング施設の施工方法	C 3651
電子機器用固定抵抗器―第２部：品種別通則：低電力皮膜固定抵抗器	C 5201―２
電子機器用固定抵抗器―第８―１部：ブランク個別規格：一般電子機器向け表面実装用低電力皮膜固定抵抗器，製品性能水準Ｇ	C 5201―８―１
変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性―第２―３部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験	C 61558―２―３
変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性―第２―５部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験	C 61558―２―５